

笠岡市議会基本条例総括評価表

A:完了(適切に処理している), B:概ねできている, C:今後も研究または見直し検討が必要, D:未完了(根本的見直しが必要)

		総合評価						
条文	評価内容(特別委員会委員<会派>)	創政みらい	讃志会	いぶき	公明党	みんなの笠岡	日本共産党	万福会
(目的) 第1条 この条例は、住民自治の実現に向けて、議会及び議員が担う役割を果たすために必要な基本的事項を定めることにより、議会を活性化し、市民の信託に応えられる議会運営の実現を図るとともに、地方自治の本旨に基づき公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	○創政みらい ・目的を述べている条文、特に問題なし。 ○讃志会 ・目的を述べている条文であり、特に問題はない。 ○いぶき ・目的を述べている条文なので問題ない。 ○公明党 ・問題なし。 ○みんなの笠岡 ・目的を述べている条文、問題はない。 ○日本共産党 ・理念条項であり、特に問題はないと思う。 ○万福会 ・目的を述べている条文であり、特に問題ない。	A	A	A	B	A	A	A
(基本理念) 第2条 議会は、市政における意思決定機関として、市民の意思を的確に市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、住民自治の確立及び自立した地方政府の実現を目指す。	○創政みらい ・基本的な理念を述べているもので、特に問題ない。 ○讃志会 ・基本的な理念を述べている条文であり、特に問題はない。 ○いぶき ・基本的な理念を述べていて、問題ない。 ○公明党 ・多様な議員が改選後誕生し、様々な声が議会に届くようになって いると考える。 ・女性議員が減ってしまったことについては、少し課題を残す。 ○みんなの笠岡 ・基本的な理念を述べたものであり、問題はない。 ○日本共産党 ・理念条項であり、特に問題はないと思う。 ○万福会 ・基本的な理念を述べている条文であり、特に問題ない。	A	A	A	B	A	A	A
(基本方針) 第3条 議会は、前条に定める基本理念に基づき、地方分権の進展に的確に対応するため、議会の活性化を推進する。	○創政みらい ・基本的な方針を述べている条文であり、特に問題ない。 ○讃志会 ・基本的な方針を述べている条文であり、特に問題はない。 ○いぶき ・基本方針を述べていて、問題ない。 ○公明党 ・問題なし ○みんなの笠岡 ・基本的な理念を述べたものであり、問題はない。 ○日本共産党 ・理念条項であり、特に問題はないと思う。 ○万福会 ・基本的な方針を述べている条文であり、特に問題ない。	A	A	A	B	A	A	A

笠岡市議会基本条例総括評価表

A:完了(適切に処理している), B:概ねできている, C:今後も研究または見直し検討が必要, D:未完了(根本的見直しが必要)

		総合評価						
条文	評価内容(特別委員会委員<会派>)	創政みらい	讃志会	いぶき	公明党	みんなの笠岡	日本共産党	万福会
(最高規範性) 第4条 この条例は、議会における最高規範であって、議会に関する他の条例、規則等は、この条例と整合を図るものとする。	○創政みらい ・最高規範性を述べている条文であり、特に問題ない。 ○讃志会 ・最高規範性を述べている条文であり、特に問題はない。 ○いぶき ・最高規範性を述べているので、問題ない。 ○公明党 ・問題なし。 ○みんなの笠岡 ・最高規範性を述べている条文であり、問題はない。 ○日本共産党 ・理念条項であり、特に問題はないと思う。 ○万福会 ・最高規範性を述べている条文であり、特に問題ない。	A	A	A	B	A	A	A
(議会の活動原則) 第5条 議会は、市民を代表する議決機関であることを自覚し、市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、市長及び他の執行機関(以下「市長等」という。)の市政の運営を監視及び評価するものとする。 2 議会は、市民の多様な意見を把握し市政に反映させるため、市民の代表である議員相互の自由な討議を尊重し、必要な政策を自ら立案し、又は市長等に提言すること等により、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。 3 議会は、市民に開かれた議会を目指し、議会が行う活動に市民が参加できるように情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決及び運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。 4 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うために、笠岡市議会会議規則(昭和33年笠岡市議会規則第1号)、笠岡市議会委員会条例(昭和33年笠岡市条例第10号)等について絶えず見直しを行うものとする。	○創政みらい ・議会の活動原則について述べている条文、特に問題ない。 ・メディア活用・市民懇談会等の議会活動を見直し改善している。 ・議会報告会においても受け皿・対応者など時代にあったやり方変更も考えており問題ない。 ○讃志会 ・議会の活動原則について述べている条文であり、条文自体には問題はない。 ・市民に開かれた議会を目指して、議会が行う活動に市民が参加できるように、さらなる情報公開に取り組むべきと考える。 ○いぶき ・議会の活動原則について述べている条文については、問題ない。 ・自由討議について、意見の背景及び理由について、委員同士の討議があまりできていない。 ・委員会の政策提言は、もう少し具体的な提言があったっ方が良いと思われる。 ○公明党 ・問題なし。 ○みんなの笠岡 ・議会の活動原則について述べている条文であり、問題はない。 ・議会、委員会、分科会の放送、ネットにおける資料提供など、市民に対して情報公開が活発に行われている。 ・議員相互の自由な討議については、手法について検討の余地がある。 ○日本共産党 ・理念条項であり、特に問題はないと思う。 ・情報公開は一定前進していると思う。 ・概ね適切に運用できていると思う。 ○万福会 ・条文については、特に問題はない。 ・委員会条例については、前向きに検討していく必要がある。	A	B	C	B	B	A	B

笠岡市議会基本条例総括評価表

A:完了(適切に処理している), B:概ねできている, C:今後も研究または見直し検討が必要, D:未完了(根本的見直しが必要)

		総合評価						
条文	評価内容(特別委員会委員＜会派＞)	創政みらい	讃志会	いぶき	公明党	みんなの笠岡	日本共産党	万福会
(議員の活動原則) 第6条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を尊重し、かつ、保障しなければならない。 2 議員は、市政全般についての課題、市民の多様な意見等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、議案の審議又は審査を行うほか、政策立案及び政策提言を行うよう努めなければならない。 3 議員は、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。 4 議員は、自ら議会活動について、市民に対する説明責任を果たすものとする。	○創政みらい ・議員の活動原則を述べている条文であり、特に問題なし。 ・会派内や個別議員での討議は実施されている。 ・委員会内の自由討議も研究し、適切な討議の実現を目指す。 ・議会報告、広報誌やホームページ等を通じて説明責任を果たす努力を続けている。 ・今後も政策提言等、市の活力につなげ向上させる。 ○讃志会 ・議員の活動原則を述べている条文であり、特に問題ない。 ・具体的取組項目等については、後の条文で触れているが、会派内及び議員相互の討議は引き続き行わなければならない。 ○いぶき ・議員の活動原則を述べている条文であり、問題ない。 ・説明責任がどのようなものかについて、共通認識が必要と思う。 ○公明党 ・SNS等を活用し、その活動を積極的に発信している議員も増え、概ね守られているのではないか。 ○みんなの笠岡 ・議会の活動原則を述べている条文であり、特に問題はない。 ・日々の活動において必要な情報は共有、議案の審議及び審査時、会派内における討議は実施している。 ・市民に対しても個別に議会活動報告を行っている。 ○日本共産党 ・議員活動の原則を示すもので、特に問題はないと思う。 ○万福会 ・条文については、特に問題ない。 ・より活発な行動により、市の活力につなげていきたい。	B	B	B	B	B	B	B

笠岡市議会基本条例総括評価表

A:完了(適切に処理している), B:概ねできている, C:今後も研究または見直し検討が必要, D:未完了(根本的見直しが必要)

		総合評価						
条文	評価内容(特別委員会委員<会派>)	創政みらい	讃志会	いぶき	公明党	みんなの笠岡	日本共産党	万福会
(議決の責任) 第7条 議会は、市の意思決定機関として議決責任を深く認識するとともに、その結果について市民に説明する責任を有する。	○創政みらい ・議決の責任について述べている条文であり、問題なし。 ・議会、委員会を放送で中継、新たに地域情報アプリ「ゆめのわ」を活用し、議決内容を市民と共有することができている。 ○讃志会 ・市議会だよりで議決内容を周知し、加えてネットでの即時配信も実現した。しかし、まだ市民に正しく情報を伝え、説明する工夫は必要である。 ○いぶき ・議決の責任について述べている条文であり、条文自体は問題なし。 ・議決する内容については、特に新年度予算審査における議決において、地方議会は法定受託事務と自治事務を担っている性格上、新年度予算の全否決の意見はすべきではなく、予算決算委員会分科会の中で、それぞれの予算について賛否を議論し、反対部分は修正可決すべきである。 ○公明党 ・予算決算委員会での結果と本会議での採決の内容が違える事態が、複数議員によって行われる事案が発生した。 ○みんなの笠岡 ・議決の責任について述べている条文であり、問題はない。 ・本会議、委員会、予算決算委員会分科会など中継やアプリでの放送が始まっており、議決に至る過程においてより多くの情報提供が行われることにより、議決の責任もより果たせるようになってきている。 ・議会だよりにおいては、より市民にわかりやすいものになるように工夫が見られる。 ○日本共産党 ・条文上の問題はないと思う。 ○万福会 ・条例については、特に問題ない。 ・市民への説明責任については、もう少し工夫が必要である。	B	B	C	D	B	A	B

笠岡市議会基本条例総括評価表

A:完了(適切に処理している), B:概ねできている, C:今後も研究または見直し検討が必要, D:未完了(根本的見直しが必要)

		総合評価						
条文	評価内容(特別委員会委員＜会派＞)	創政みらい	讃志会	いぶき	公明党	みんなの笠岡	日本共産党	万福会
(会派) 第8条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、議会が政策立案、政策決定、政策提言等を行おうとするときは、必要に応じて合意形成に努めるものとする。	○創政みらい ・会派内としては、議論の努力はしており、前進中である。 ・合意形成は、議題、政策立案、提言等についても議論に努めている。 ○讃志会 ・条文としては、問題ない。 ・会派内は意見集約に時間をかけ、合意形成に向かう必要がある。 ○いぶき ・条文に問題ないが、年度途中の変更はできるだけ避けた方が良い。委員会構成にも影響が出てくる。 ○公明党 ・問題なし ○みんなの笠岡 ・会派は「結成することができる」ものであり、「結成しなくてはならない」ものではない。市民は一人一人の議員に投票したのであり、会派に投票したわけではないと、市民からも声が上がっている。会派における合意形成は「必要に応じて」行われるものであり、同じ会派内においては、必ず同じ議決でなければならないと強要されることについては、慎重に考えていかなければならない。 ・会派制を採用している他議会においては、会派内において意見が分かれることは場合によってはあると仄聞している。 ・会派室については、一人会派の議員にも市民から選ばれた同じ議員として区別なく机と椅子を用意してほしい、という市民からの声がある。 ○日本共産党 ・条文上の問題はないと思う。 ○万福会 ・条文については、特に問題ない。 ・一人会派であるため、引き続き責任ある考動が必要である。	B	B	B	B	C	A	A

笠岡市議会基本条例総括評価表

A:完了(適切に処理している), B:概ねできている, C:今後も研究または見直し検討が必要, D:未完了(根本的見直しが必要)

		総合評価						
条文	評価内容(特別委員会委員<会派>)	創政みらい	讃志会	いぶき	公明党	みんなの笠岡	日本共産党	万福会
(全員協議会) 第9条 議会は、市政及び議会に係る諸事項について自由に協議するため、全員協議会を設置する。	○創政みらい ・全員協議会について述べている条文で、問題なし。 ・全員協議会として活用されている。 ・必要に応じ議員全員に説明をし、理解を深める取組をしている。 ・他の議員の意見や考えを聞く機会にもなっている。 ○讃志会 ・必要な項目、課題について、適宜全員協議会を開催している。 ○いぶき ・条文には、問題なし。 ・全員協議会をどのような場面で使うかについて、位置づけとともに明確に定める必要がある。 ○公明党 ・問題なし。 ○みんなの笠岡 ・適切に活用されている。 ○日本共産党 ・質疑はそれなりにできているが、自由に討議できているか疑問が残るところはある。 ○万福会 ・条文については、特に問題ない。 ・適宜開催されているが、事前の資料提供が必要である。	B	B	C	B	B	B	C
(議長及び副議長) 第10条 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。 2 副議長は、議長に事故あるとき又は議長が欠けたとき、議長の職務を行うとともに、議長を補佐する。 3 議長及び副議長の選出に当たっては、選出されようとする者に所信を表明する機会を保障することにより、市民に対して透明性を確保しなければならない。 4 議長及び副議長の選出方法については、別に定める。	○創政みらい ・議長、副議長について述べている条文で、問題なし。 ○讃志会 ・条文として特に問題はなく、機能している。 ○いぶき ・議長・副議長について述べているので、条文については問題ない。 ・選出に当たっては、地方自治法では縛っていないが、笠岡市議会では立候補制を前提としていることは、共通理解が必要である。 ○公明党 ・問題なし。 ○みんなの笠岡 ・条文としては、特に問題はない。 ○日本共産党 ・条文上は、問題ないと思う。 ○万福会 ・条文については、特に問題ない。条文どおり機能している。	A	A	A	A	A	A	A

笠岡市議会基本条例総括評価表

A:完了(適切に処理している), B:概ねできている, C:今後も研究または見直し検討が必要, D:未完了(根本的見直しが必要)

		総合評価						
条文	評価内容(特別委員会委員＜会派＞)	創政みらい	讃志会	いぶき	公明党	みんなの笠岡	日本共産党	万福会
(市民参加の促進) 第11条 議会は、市民の要望を的確に把握し、市政に反映させるものとする。 2 議会は、市民が市政に参画できる機会を確保するよう努めなければならない。 3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条及び第115条の2に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用し、議会の活性化を図らなければならない。 4 議会は、請願及び陳情を市民の政策提案として位置付けるとともに、その審議においては、提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。 5 議会は、市民が傍聴しやすい日時に本会議を開くなど、市民が議会活動に参画できる機会の確保に努めるものとする。	○創政みらい ・市民参加の促進について述べている条文については、問題ない。 ・市民のさらなる参加が必要であるが、個人利益追求などを考慮しなければならない。 ・現在実施予定の、若者層向けの報告会、意見交流会などを進めていくべきである。 ・休日議会の制度は良いが、市民からの要望があれば検討する。 ・政策提言と政策立案の強化、市民との意見交換での意見、提言、要望などを考慮しながら活動をした。 ・政策提言は議会報告会の実施等、本市の課題をテーマとしており、方向性については、市民と同じであると感じている。 ○讃志会 ・条文については、問題ない。 ・市民参加は公平な立場で意見を集約できる方法を模索し、考えなければならない。 ○いぶき ・委員会の政策提言作成に当たり、関係する市民に対し聞き取り等を行っても良いのではないか。 ・休日議会を復活させ、社会人だけでなく、学生、生徒にも来ていただき、議会体験をしてはどうか。 ○公明党 ・問題なし。 ○みんなの笠岡 ・条文としては、特に問題はない。 ・市民からの関心が高い案件については、特別委員会であっても議場で行うなど、市民の興味関心に柔軟に応えることができる体制づくりや、市民から自由な意見を聞くことができる体制づくり、主権者教育への取組など、次世代の若者に対して議会へ関心を持っていただく取組など検討が必要である。 ○日本共産党 ・市民の要望を議会として適切に把握できているかは、疑問が残る。 ・議会としてのアンケートに取り組むなども検討するのはどうか。 ○万福会 ・条文については、特に問題ない。 ・より一層市民参画しやすい制度の検討も必要である。	B	C	C	B	C	B	C

笠岡市議会基本条例総括評価表

A:完了(適切に処理している), B:概ねできている, C:今後も研究または見直し検討が必要, D:未完了(根本的見直しが必要)

		総合評価						
条文	評価内容(特別委員会委員<会派>)	創政みらい	讃志会	いぶき	公明党	みんなの笠岡	日本共産党	万福会
(情報公開の推進) 第12条 議会は、議会に関する情報の公開を推進しなければならない。 2 議会は、保有する情報を議会広報紙、ホームページ、ケーブルテレビジョン等を利用し、積極的に公開するものとする。 3 議会は、定例会のほか、すべての委員会及び全員協議会を原則公開とする。 4 議案に対する議決の賛否は、議決責任の観点から、原則として公表する。	○創政みらい ・生中継などの放送施策・地域情報アプリ「ゆめのわ」の新規活用もあり、島しょ部の方への配信も可能となり、さらに前進した。 ・広報誌、ホームページ、ケーブルテレビジョン等を利用して情報は積極的に公開している。 ○讃志会 ・条文については、問題ない。 ・ネットを使つての即時配信も始まり、市民が情報を得やすくなった。 ○いぶき ・このたび「ゆめのわ」で、島しょ部の方にも生配信が見れるようになったのは良いことである。 ○公明党 ・スマホでも議会が見れるようになったり、より積極的に市民に公開が進んでいるのではないか。 ○みんなの笠岡 ・議会、委員会、分科会のケーブルテレビやアプリにおける放送、ネットにおける資料提供など、情報公開が活発に行われている。今後は、リアルタイムの音声認識システムを導入するなどして文字起こしを行い、字幕をつけて放送するなどの取組も期待される。 ・傍聴者にもわかりやすいよう、個人質問時に資料を映し出すためのスクリーン設置、政務活動費領収書のネット公開は検討課題である。 ・さらなる情報公開のため、議長日程や視察受入状況などHPで公開してはどうか。 ・会派としては情報公開を心がけている。 ○日本共産党 ・情報公開は、前進していると思う。 ○万福会 ・条文については、特に問題ない。 ・現行の取組内容についても問題なし。	A	B	A	B	C	A	A

岡市議会基本条例総括評価表

A:完了(適切に処理している), B:概ねできている, C:今後も研究または見直し検討が必要, D:未完了(根本的見直しが必要)

		総合評価						
条文	評価内容(特別委員会委員<会派>)	創政みらい	讃志会	いぶき	公明党	みんなの笠岡	日本共産党	万福会
(情報公開の推進) 第12条 議会は、議会に関する情報の公開を推進しなければならない。 2 議会は、保有する情報を議会広報紙、ホームページ、ケーブルテレビジョン等を利用し、積極的に公開するものとする。 3 議会は、定例会のほか、すべての委員会及び全員協議会を原則公開とする。 4 議案に対する議決の賛否は、議決責任の観点から、原則として公表する。	○創政みらい ・生中継などの放送施策・地域情報アプリ「ゆめのわ」の新規活用もあり，島しょ部の方への配信も可能となり，さらに前進した。 ・広報誌，ホームページ，ケーブルテレビジョン等を利用して情報は積極的に公開している。 ○讃志会 ・条文については，問題ない。 ・ネットを使つての即時配信も始まり，市民が情報を得やすくなった。 ○いぶき ・このたび「ゆめのわ」で，島しょ部の方にも生配信が見れるようになったのは良いことである。 ○公明党 ・スマホでも議会が見れるようになったり，より積極的に市民に公開が進んでいるのではないか。 ○みんなの笠岡 ・議会，委員会，分科会のケーブルテレビやアプリにおける放送，ネットにおける資料提供など，情報公開が活発に行われている。今後は，リアルタイムの音声認識システムを導入するなどして文字起こしを行い，字幕をつけて放送するなどの取組も期待される。 ・傍聴者にもわかりやすいよう，個人質問時に資料を映し出すためのスクリーン設置，政務活動費領収書のネット公開は検討課題である。 ・さらなる情報公開のため，議長日程や視察受入状況などHPで公開してはどうか。 ・会派としては情報公開を心がけている。 ○日本共産党 ・情報公開は，前進していると思う。 ○万福会 ・条文については，特に問題ない。 ・現行の取組内容についても問題なし。	A	B	A	B	C	A	A

笠岡市議会基本条例総括評価表

A:完了(適切に処理している), B:概ねできている, C:今後も研究または見直し検討が必要, D:未完了(根本的見直しが必要)

		総合評価						
条文	評価内容(特別委員会委員＜会派＞)	創政みらい	讃志会	いぶき	公明党	みんなの笠岡	日本共産党	万福会
(議会と市長等との関係の基本原則等) 第14条 議会は、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案、政策提言等を通じて、市政の発展に取り組まなければならない。 2 議会は、会期中閉会中にかかわらず、市長等に対して文書質問を行うことができる。この場合において、市長等から文書により回答を求めるものとする。 3 議会は、議員が行う市長等への要請に対して、両者の関係の透明性を図るため、日時、要請内容、対応、経過等を記録した文書を作成するよう市長等に対して求めるものとする。	○創政みらい ・議会と市長等との関係の基本原則等を述べている条文については、問題ない。 ・市長等には、議会内外での要望にも耳を傾けていただきながら市政発展・事業化での確認もできている。 ・以前よりも透明性を持った二元代表制となっている。 ○讃志会 ・議会と市長等の関係の基本原則となる理念を述べている条文であり、特に問題ない。 ○いぶき ・条文に問題はない。 ○公明党 ・財政危機、市民病院建設など難しい市政運営を、連携し、乗り切るために尽力できているのではないかと。 ○みんなの笠岡 ・条文として、問題はない。 ○日本共産党 ・条文上は、特に問題ないと思う。 ○万福会 ・条文については、特に問題ない。 ・概ね良好に推移している。	B	A	A	B	A	A	A
(一問一答による質疑応答及び反問権) 第15条 議会の会議における質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、原則として一問一答の方式で行うものとする。 2 市長等は、議長又は委員長長の許可を得て、議会の会議及び委員会において、議員の質問等に対し反問することができる。	○創政みらい ・代表、個人質問での反問権活用は、市長サイドは理解をし、活用している。 ・現状の答弁については、端的にはっきりしており、以前より前進している。 ○讃志会 ・特になし。 ○いぶき ・反問権については、お互いが議論するための曖昧さをなくすための手段なので、執行部が使いやすい配慮が必要である。 ○公明党 ・反問権など、より積極的に活用してほしい。 ・やり取りが端的で時短にもつながっており、改善している。 ○みんなの笠岡 ・本会議における一般質問においては、現状ではわかりにくいと市民から意見が届いている。項目全体をまとめてではなく、最初から1点ずつの一問一答形式で行うことで、より議論が市民にわかりやすくなるのではないかと。(参考:総社市議会) ○日本共産党 ・反問権については、運用に熟達する必要があると思いますが、条文上は問題はないと思う。 ○万福会 ・条文については、特に問題ない。 ・再質問の回数、内容に疑問が残る場合がある。	B	A	B	B	C	B	B

笠岡市議会基本条例総括評価表

A:完了(適切に処理している), B:概ねできている, C:今後も研究または見直し検討が必要, D:未完了(根本的見直しが必要)

		総合評価						
条文	評価内容(特別委員会委員<会派>)	創政みらい	讃志会	いぶき	公明党	みんなの笠岡	日本共産党	万福会
(政策等の監視及び評価) 第16条 議会は、市長から市民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策、事業等(以下「重要な政策等」という。)を含む議案が提出されたときは、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。 (1) 重要な政策等を必要とする背景又は提案に至る経緯 (2) 他の政策案等との比較検討 (3) 笠岡市総合計画における根拠又は位置付け (4) 関係法令及び条例等 (5) 重要な政策等の実施に係る財源措置 (6) 将来にわたる効果及び費用 2 議会は、市長が予算又は決算を議会に提出し、議会の審議に付するに当たっては、予算又は決算の内容を明らかにするために必要な書類の作成を求めるものとする。	○創政みらい ・政策等の監視及び評価について述べている条文については、問題ない。 ・必要な資料が十分であり、説明は少し不足しているところがあるが、その後の回答などでしっかり返答をしていただいている。 ・報告シートなどわかりやすくなるよう、執行部サイドでの改善もみられる。 ○讃志会 ・条文については、問題はない。 ・議案提出について政策、計画、施策、事業等不十分なこともある。 ○いぶき ・条文に問題なし。 ○公明党 ・問題なし。 ○みんなの笠岡 ・条文としては、問題はない。 ・執行部側からの提案理由が不十分な状態のまま、協議会に提出されている案件があった。 ・大きな見直しをしている時期だからこそ、執行部にはより慎重に取り組んでいただきたい。 ○日本共産党 ・条文上は問題ないと思うが、現在の議案の書式等が市民が見たときに理解できるのか、検討が必要だと思う。 ○万福会 ・条文については、特に問題ない。 ・施策、事業内容に関する調査や根拠が十分でないことがある。	B	B	B	B	C	B	B

笠岡市議会基本条例総括評価表

A:完了(適切に処理している), B:概ねできている, C:今後も研究または見直し検討が必要, D:未完了(根本的見直しが必要)

		総合評価						
条文	評価内容(特別委員会委員<会派>)	創政みらい	讃志会	いぶき	公明党	みんなの笠岡	日本共産党	万福会
(議会が求める報告及び資料の要求) 第17条 議会は、市長等に対し、笠岡市総合計画を実現するための長期的で重要な計画の策定及び審議会等の開催状況の概要の報告を求めるものとする。 2 議会は、市長等に対し、必要に応じて審議会等の資料の提出を求めるものとする。	○創政みらい ・議会が求める報告及び資料の要求について述べている条文については、問題ない。 ・議会から要求がなくても、執行部は必要と考えられる情報は議会に速やかに提供しなければならない。 ・情報開示ができるものはしっかりしていただいているものとする。 ○讃志会 ・条文に問題はない。 ○いぶき ・条文に問題なし。 ○公明党 ・議会の設置した特別委員会と執行部の積極的な連携の下、また、議会側の意見もしっかりとフィードバックしてもらっており、改善が見られる。 ○みんなの笠岡 ・条文としては、問題はない。 ・速やかな情報提供をお願いしたい。 ○日本共産党 ・条文上は問題ないと思うが、どのような情報を求めるのか。 ○万福会 ・条文については、特に問題ない。 ・一定のルールが必要である。	B	B	B	B	B	B	B

笠岡市議会基本条例総括評価表

A:完了(適切に処理している), B:概ねできている, C:今後も研究または見直し検討が必要, D:未完了(根本的見直しが必要)

		総合評価						
条文	評価内容(特別委員会委員<会派>)	創政みらい	讃志会	いぶき	公明党	みんなの笠岡	日本共産党	万福会
(議決事件の追加) 第18条 地方自治法第96条第2項に規定する議決事件の追加については、別に条例で定める。	○創政みらい ・議決事件の追加について述べている条文について、問題ない。 ○讃志会 ・特になし。 ○いぶき ・条文に問題なし。 ○公明党 ・問題なし。 ○みんなの笠岡 ・必要に応じて行う。 ○日本共産党 ・条文上は、問題ないと思う。 ○万福会 ・条文については、特に問題ない。 ・必要に応じて行う。	A	A	A	B	B	A	A
(政治倫理) 第19条 議員は、市民の信頼及び信託に応えるため、高い倫理観を持たなければならない。 2 議員は、市民の代表としての自覚と良識を持ち、議員としての品位を保持しなければならない。 3 議員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、一部の市民及び企業のみをの利益を目的とした働きかけを行ってはならない。 4 議員の政治倫理については、別に条例で定める。	○創政みらい ・政治倫理について述べている条文について、問題ない。 ・情報や施策内容を市民に発信・討議をする場合は、高い倫理観の下、自覚と良識を持ち対応するべき。 ○讃志会 ・政治倫理についての基本を述べている条文であり、特に問題はない。 ○いぶき ・条文に問題なし。 ○公明党 ・新人議員などを中心に、いくつか市民からの指摘があったが、都度、改善されているのではないか。 ○みんなの笠岡 ・政治倫理についての基本を述べている条文であり、特に問題はない。 ○日本共産党 ・条文上は、問題ないと思う。 ○万福会 ・条文については、特に問題ない。 ・今後も気をつけて臨む。	B	A	A	C	B	A	A

笠岡市議会基本条例総括評価表

A:完了(適切に処理している), B:概ねできている, C:今後も研究または見直し検討が必要, D:未完了(根本的見直しが必要)

		総合評価						
条文	評価内容(特別委員会委員<会派>)	創政みらい	讃志会	いぶき	公明党	みんなの笠岡	日本共産党	万福会
(政務活動費) 第20条 議員は、政務活動費を有効に活用し、調査研究又は政策提言の充実に努めなければならない。 2 政務活動費の交付を受けた会派は、その用途については、すべて公開し、結果については、説明責任を果たさなければならない。 3 政務活動費の交付に関しては、別に条例で定める。	○創政みらい ・政務活動費について述べている条文について、問題ない。 ・今以上の情報公開を推進し、透明性を確保していく。 ・現在、政務活動費の情報公開についても問題なく公表している。 ・調査研究、政策提言の充実に引き続き努めていく。 ○讃志会 ・条文は、特に問題はない。 ○いぶき ・条文に問題なし。 ・今後は、政務活動ソフトを導入し、議員が同じフォーマットで使うことにより、議員、職員の労力軽減、市民への情報公開に寄与できると思われる。 ○公明党 ・各々の責任の下、運営されるべきものではあるが、まだまだ議会として過去の教訓が生かされていないのではないかと考える。 ・定期的な見直し、チェックが必要ではないかと考える。 ○みんなの笠岡 ・政務活動費は、議員の活動実態を市民に公開するツールである。さらなる情報公開の手法として、領収書をネット上で公開することも検討の余地がある。 ・ここ数年の物価高により、政務活動費は相対的に減額されている状況であり、議員活動をより活発化するために、相応の増額も検討が必要である。 ○日本共産党 ・条文上は問題ないと思うが、政務活動費の実務については煩雑だと感じる。もう少しシステム化できないかと思う。 ○万福会 ・条文については、特に問題ない。 ・運用指針に基づき活動し、管理している。	A	A	B	C	C	C	A

笠岡市議会基本条例総括評価表

A:完了(適切に処理している), B:概ねできている, C:今後も研究または見直し検討が必要, D:未完了(根本的見直しが必要)

		総合評価						
条文	評価内容(特別委員会委員<会派>)	創政みらい	讃志会	いぶき	公明党	みんなの笠岡	日本共産党	万福会
(自由討議) 第21条 議員は、議会が議員による討論の場であることを踏まえ、議員相互の討議を積極的に行い、議論を尽くさなければならない。 2 議員は、自由討議を活用し、議案の提出を積極的に行うものとする。	○創政みらい ・議員間での意見交換は、委員会、協議会での討議はある程度できていると認識している。 ・委員会での自由討議は現在、さらに研究し、推進しようとしているところである。 ・今後とも真摯で積極的な議論としていきたい。 ・議員による議案の提出については、議論を深める中で実現していきたい。 ○讃志会 ・議員相互の討議をより積極的に行い、深い議論になるよう努めなければならない。 ○いぶき ・条文に問題なし。 ・自由討議について共通認識が必要である。 ○公明党 問題なし ○みんなの笠岡 ・会派内では、自由な意見交換や討議ができている。 ・会派を超えた自由討議の活用については、検討課題だ。 ○日本共産党 まだまだできていないように思う。特に第2項については、個人的には経験がない。 ○万福会 ・条文については、特に問題ない。 ・必要に応じて意見交換会はできているが、もっと自由討議の場は必要と感じる。	B	B	C	C	C	C	C

笠岡市議会基本条例総括評価表

A:完了(適切に処理している), B:概ねできている, C:今後も研究または見直し検討が必要, D:未完了(根本的見直しが必要)

		総合評価						
条文	評価内容(特別委員会委員<会派>)	創政みらい	讃志会	いぶき	公明党	みんなの笠岡	日本共産党	万福会
(委員会の活動) 第22条 委員会は、その専門性及び特性を生かして必要の都度開催し、あらゆる行政課題に迅速かつ柔軟に対応するものとする。 2 委員長は、委員会の秩序を保持するとともに、自由討議を中心とした運営に努め、円滑かつ適正な審査を行うことができるよう努めなければならない。 3 委員は、市民の意見等及び自らの調査に基づき、委員会の所管事務に関する提案を積極的に行うものとする。 4 委員は、委員会での審査に当たっては、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。	○創政みらい ・委員会の活動について述べている条文について、問題ない。 ・委員会は、放送等で市民にオープンに公開し、わかりやすくなっている。 ・事業内容を理解した上で、市民へもわかりやすい内容に心がけて対応している。 ・一部の方の情報だけでなく、全体での審議としていかねばならない。 ・委員会は円滑、かつ、適正な審査を行っている。また、わかりやすい議論を行うように努めている。 ○讃志会 ・条文に問題はない。 ○いぶき ・一年の計を議論する決算の審査のみならず、次年度予算に反映する分科会審査において、あまりにも意見が少なすぎる。 ○公明党 ・問題なし。 ○みんなの笠岡 ・条文については、問題ない。 ・市民要望に沿った課題抽出による政策提言及び提出後のフォロー、進捗状況チェック、成果の見える化が必要である。 ・一般質問では政策実現が困難な案件を、委員間で調整を行い、委員会質問として取り上げるなど、政策がより実現可能となる体制の導入も検討課題である。 ○日本共産党 ・条文上問題があるとは思わないが、現在、2常任委員会体制(予算決算委員会は除く)でよいのか。3常任委員会体制に戻して、各議員が2常任委員会に出るということも、審査時間を十分とるという点で再度検討してみる必要があると思う。 ○万福会 ・条文については、特に問題ない。 ・委員会への積極的な関与が必要である。	B	A	C	C	B	C	C

笠岡市議会基本条例総括評価表

A:完了(適切に処理している), B:概ねできている, C:今後も研究または見直し検討が必要, D:未完了(根本的見直しが必要)

		総合評価						
条文	評価内容(特別委員会委員<会派>)	創政みらい	讃志会	いぶき	公明党	みんなの笠岡	日本共産党	万福会
(政策討論会) 第23条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案，政策提案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催するものとする。 2 政策討論会に関することは、別に定める。	○創政みらい ・政策討論会について述べている条文について，問題ない。 ・各委員会からの政策提言については実施しており，以前より前進している。提言内容をより精査していければ，もっと充実が図れる。 ○讃志会 ・政策討論会についての条文に関しては，問題はない。 ・さらなる内容の充実を進めていくべきだ。 ○いぶき ・条文について問題なし。 ○公明党 ・より積極的な運営をしたいと考える。 ○みんなの笠岡 ・条文については，問題ない。 ・十分に行われていない。 ・政策討論の内容を選択する際には，市民の意見や笠岡市にとっての優先順位などを考慮することが必要である。 ○日本共産党 ・条文上は問題ないと思うが，今後充実させる課題と考える。 ○万福会 ・条文については，特に問題ない。 ・討論会の内容・頻度を高め，より良い政策提言につなげる。	B	C	B	B	C	C	C

笠岡市議会基本条例総括評価表

A:完了(適切に処理している), B:概ねできている, C:今後も研究または見直し検討が必要, D:未完了(根本的見直しが必要)

		総合評価						
条文	評価内容(特別委員会委員＜会派＞)	創政みらい	讃志会	いぶき	公明党	みんなの笠岡	日本共産党	万福会
(調査機能の強化) 第24条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。 2 議会は、市政の課題に関する審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、議決により、識見を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。 3 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のため必要があると認めるときは、識見を有する者等に専門的事項に係る調査・報告を行わせることができる。	○創政みらい ・調査機能の強化について述べている条文について、問題ない。 ・現在は、附属機関の設置、識見を有する者等の関与まではしていないが、議会の調査機能は次第に高まってきている。 ・今後、案件を精査しつつ、不透明な事業分に対しては、事業内容・予算配分等について、対応強化が必要である。 ○讃志会 ・条文について、特に問題はない。 ○いぶき ・条文について問題なし。 ・有識者の活用をもっと使った方が良いと思われる。 ○公明党 ・問題なし。 ○みんなの笠岡 ・条文については、問題ない。 ・市政の課題に優先順位をつけ、必要に応じて適切な運用が望まれる。 ○日本共産党 ・条文上は問題ないと思うが、どのように活用するかが課題だと思う。 ○万福会 ・条文については、特に問題ない。 ・設置要件等について、議論が必要である。	B	B	B	C	B	B	B

笠岡市議会基本条例総括評価表

A:完了(適切に処理している), B:概ねできている, C:今後も研究または見直し検討が必要, D:未完了(根本的見直しが必要)

		総合評価						
条文	評価内容(特別委員会委員<会派>)	創政みらい	讃志会	いぶき	公明党	みんなの笠岡	日本共産党	万福会
(議員定数) 第25条 議員定数は、議会が有する権能を十分発揮し、議会において活発な議論が行われるよう、定めなければならない。 2 議員定数の見直しに当たっては、市政の現状と課題、将来の予測及び展望を考慮しなければならない。 3 議員定数については、別に条例で定める。	○創政みらい ・議員定数について述べている条文について、問題ない。 ・多様な意見を反映する議会であるためには、定数は少なければいいということにはならないが、市民への理解は必要である。 ・このたびも笠岡市の面積や人口規模などの観点から調査を行った。今後の人口減少を考慮しながら期ごとでの確認は必要と感じる。 ○讃志会 ・議員定数について述べている条文であり、問題はない。 ・定数については、今後の人口動態を見ながら、議会の機能を有したままの適正数がどこにあるのかを判断しなければならない。 ○いぶき ・条文に問題なし。 ・定数については、人口数のみの比較での削減は、過疎地域の意見を酌む取ることができない。また、市民の多様な意見を反映するためにも削減することを目的とすべきではない。 ○公明党 ・問題なし。 ○みんなの笠岡 ・議員定数については、市政の現状と課題、人口規模や財政状況なども踏まえ、市民の理解の下、決めていかなければならない。 ○日本共産党 ・条文上の問題はないと思うが、現状より議員定数を減らすと委員会審査等に影響が大きいと思う。 ○万福会 ・条文については、特に問題ない。 ・市政の現状や人口動態、他市の状況等を鑑みて判断すべきである。	A	A	B	B	C	B	B

笠岡市議会基本条例総括評価表

A:完了(適切に処理している), B:概ねできている, C:今後も研究または見直し検討が必要, D:未完了(根本的見直しが必要)

		総合評価						
条文	評価内容(特別委員会委員＜会派＞)	創政みらい	讃志会	いぶき	公明党	みんなの笠岡	日本共産党	万福会
(議員報酬) 第26条 議員報酬の額を定めるに当たっては、笠岡市特別職報酬等審議会条例(昭和39年笠岡市条例第39号)に規定する笠岡市特別職報酬等審議会の意見を尊重しなければならない。 2 議員報酬の見直しに当たっては、市政の現状と課題、将来の予測及び展望を考慮しなければならない。 3 議員報酬については、別に条例で定める。	○創政みらい ・条文については、特に問題なし。 ・今後も報酬の在り方、現状と課題による議員報酬について研究を行っていく。 ○讃志会 ・議員報酬についての条文は、問題ない。 ・今後も報酬の在り方について、研究を行っていくべきだ。 ○いぶき ・条文について、「笠岡市特別職報酬等審議会の意見を尊重しなければならない」の「尊重しなければならない」を「考慮する」に条例改正した方が良いのではないか。 優秀な人材確保のため「隼より始めよ」である。 ○公明党 ・問題なし。 ○みんなの笠岡 ・条文については、問題なし。 ・特別職報酬等審議会答申に基づく報酬額となっている。 ・今後も報酬の在り方についての研究は必要である。 ○日本共産党 ・条文上は、特に問題ないと思う。 ○万福会 ・条文については、特に問題ない。 ・今年度、市の財政状態を鑑み、議員報酬を減額している。今後も財政状態を鑑みて対応すればよい。また、しっかり仕事をすればよい。	A	B	C	C	B	A	B

笠岡市議会基本条例総括評価表

A:完了(適切に処理している), B:概ねできている, C:今後も研究または見直し検討が必要, D:未完了(根本的見直しが必要)

		総合評価						
条文	評価内容(特別委員会委員<会派>)	創政みらい	讃志会	いぶき	公明党	みんなの笠岡	日本共産党	万福会
(議員研修の充実) 第27条 議会は、議員の政策形成能力を高めるため、議員の研修及び調査研究活動の充実を図るものとする。	○創政みらい ・議員研修の充実について述べている条文について、問題ない。 ・議員の研修及び調査研究活動は、時勢の情報に遅れることなく、随時、取組がされている。 ・単市だけでなく広域的な議員のつながりを持ち、議員としての質の向上がさらに図れればと感じる。 ○讃志会 ・条文についての問題はない。 ・視察研修の機会を生かし、政策形成能力を高めるよう取り組んでいきたい。 ○いぶき ・条文に問題なし。 ・特に財政について研修を増やしても良いのでは。 ○公明党 ・問題なし。 ○みんなの笠岡 ・条文として、問題はない。 ・市民生活に寄与するため、議会全体として、議員個人として様々な研修に参加し、活動に生かすことが必要である。 ・議会としての課題を解決するためには、専門的なアドバイザーが必要ではないか。 ○日本共産党 ・この間、積極的に取り組まれていると思う。 ○万福会 ・条文については、特に問題ない。 ・引き続き、議員研修及び調査研究活動は必要である。	B	B	B	B	B	B	B

笠岡市議会基本条例総括評価表

A:完了(適切に処理している), B:概ねできている, C:今後も研究または見直し検討が必要, D:未完了(根本的見直しが必要)

		総合評価						
条文	評価内容(特別委員会委員<会派>)	創政みらい	讃志会	いぶき	公明党	みんなの笠岡	日本共産党	万福会
(議会事務局の体制整備) 第28条 議長は、議会事務局の調査及び 法務機能の充実強化を図るものとする。	○創政みらい ・議会事務局の体制整備について述べている条文について、問題ない。 ・ICTなどDXに絡む内容の充実強化を進めるべきであるので、今後も充実強化に向 け取り組む。 ○讃志会 ・今後も充実強化に向けて取り組む。 ○いぶき ・条文に問題なし。 ○公明党 ・問題なし。 ○みんなの笠岡 ・条文については、問題なし。 ・事務局機能強化のため、必要であれば増員の検討が必要である。 ○日本共産党 ・体制の強化が必要だと思う。 ○万福会 ・条文については、特に問題ない。 ・事務局との連携、充実強化が必要である。	B	A	A	B	B	C	B

笠岡市議会基本条例総括評価表

A:完了(適切に処理している), B:概ねできている, C:今後も研究または見直し検討が必要, D:未完了(根本的見直しが必要)

		総合評価						
条文	評価内容(特別委員会委員<会派>)	創政みらい	讃志会	いぶき	公明党	みんなの笠岡	日本共産党	万福会
(議会図書室の充実) 第29条 議会は、議員の調査研究活動を支援するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。	○創政みらい ・議会図書室の充実について述べている条文について、問題ない。 ・議員の調査活動に必要な図書の整備はまだ十分とはいえない。 ・今後も充実を図り、適正化に努めていく。 ○讃志会 ・活用の方法、蔵書増に向け引き続き取り組んでいただきたい。 ○いぶき ・現在、図書の置き場がないため、議員ロッカーの使用してないのを1か所にまとめ、置き場を確保すべき。 ○公明党 ・時代に即した図書室の在り方を研究したい。 ○みんなの笠岡 ・条例については問題ないが、スペースが狭い。 ○日本共産党 ・今後の充実が必要である。 ○万福会 ・条文については、問題ない。 ・実態強化に向けて取り組む必要がある。	C	C	C	C	C	C	C

笠岡市議会基本条例総括評価表

A:完了(適切に処理している), B:概ねできている, C:今後も研究または見直し検討が必要, D:未完了(根本的見直しが必要)

		総合評価						
条文	評価内容(特別委員会委員＜会派＞)	創政みらい	讃志会	いぶき	公明党	みんなの笠岡	日本共産党	万福会
(予算の確保) 第30条 議会は、議会の機能を保持し、円滑な議会運営を行うため、予算の確保に努めるものとする。	○創政みらい ・予算の確保について述べている条文について、問題ない。 ・今後、調査研究機関、議員の勉強のための講師の派遣等、より客観的で精度の高い議会運営を検討する必要もある。 ・要望対応が多く、物価高騰分の対応も必要であり、今後とも予算確保は必須である。 ○讃志会 ・今後も必要な経費や備品が発生した場合は、予算の確保を行っていく。 ○いぶき ・議会の予算要求について、執行部の丁寧な回答を求めることが必要である。 ○公明党 ・問題なし。 ○みんなの笠岡 ・条文については、問題ない。 ・必要となる経費や備品については、予算の確保を行っていく。 ○日本共産党 ・特に問題ないと思う。 ○万福会 ・条文については、特に問題ない。 ・引き続き、議会機能に支障が生ずることのないよう予算確保を行う。	B	B	B	C	B	C	B

笠岡市議会基本条例総括評価表

A:完了(適切に処理している), B:概ねできている, C:今後も研究または見直し検討が必要, D:未完了(根本的見直しが必要)

		総合評価						
条文	評価内容(特別委員会委員＜会派＞)	創政みらい	讃志会	いぶき	公明党	みんなの笠岡	日本共産党	万福会
(議員の責務) 第31条 議員は、この条例、議会に関する他の条例、規則等を遵守して、市民の信託に応えなければならない。 2 議員は、その任期開始後速やかに、この条例、議会に関する他の条例、規則等について研修を行うものとする。	○創政みらい ・議員の責務について述べている条文について、問題ない。 ・市民の信託に応えるため、条文に沿った活動を今後とも進めていく。 ○讃志会 ・議員の責務を述べている条文であり、特に問題はない。 ○いぶき ・条文に問題なし。 ○公明党 ・問題なし。 ○みんなの笠岡 ・条文については、問題はない。 ・条例や規則などについて、適切な研修が必要である。 ○日本共産党 ・この条例や規則について、研修した記憶が乏しい。 ○万福会 ・条文については、特に問題ない。 ・今後も、条例や規則等について研修を実施する。	B	A	A	C	B	C	B

笠岡市議会基本条例総括評価表

A:完了(適切に処理している), B:概ねできている, C:今後も研究または見直し検討が必要, D:未完了(根本的見直しが必要)

		総合評価						
条文	評価内容(特別委員会委員<会派>)	創政みらい	讃志会	いぶき	公明党	みんなの笠岡	日本共産党	万福会
(見直し手続) 第32条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかについて検証し、2年ごとに、この条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。	○創政みらい ・見直し手続きについて述べている条文について、問題ない。 ・2年ごとでの検証を実施するべきである。 ・社会や市民の供給が多岐に渡り、また、時代の要請に即した対応が必要になってきている。 ○讃志会 ・条文については、問題ない。 ・見直しについては、2年ごとの検証を行い、適宜進めている。 ○いぶき ・条文に問題なし。 ○公明党 ・問題なし。 ○みんなの笠岡 ・条文として、問題はない。 ・2年ごとの検証、評価を引き続き行うとともに、進捗状況の確認が必要である。 ○日本共産党 ・特に問題はないと思う。 ○万福会 ・条文については、特に問題ない。 ・引き続き、2年ごとの評価を基に、より良い議会を形成していく。	B	A	B	B	A	A	B
(具体化の推進) 第33条 議会は、この条例の目的及び理念を具体化するため、議会改革に取り組み、推進しなければならない。 2 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。	○創政みらい ・具体化の推進について述べている条文について、問題ない。 ・具体的な活動、施策を推進しなければならない。 ・さまざまな新たな取組を進め、議会改革に取り組む努力はしている。 ○讃志会 ・具体化の推進について述べている条文について、特に問題はない。 ○いぶき ・条文に問題なし。 ○公明党 ・問題なし。 ○みんなの笠岡 ・条文として、問題はない。 ○日本共産党 ・条文上の問題はないと思う。 ○万福会 ・条文については、特に問題ない。 ・より広い視野を持って具体的な活動、施策を推進していく。	B	A	B	B	B	A	B

笠岡市議会基本条例総括評価表

A:完了(適切に処理している), B:概ねできている, C:今後も研究または見直し検討が必要, D:未完了(根本的見直しが必要)

		総合評価						
条文	評価内容(特別委員会委員<会派>)	創政みらい	讃志会	いぶき	公明党	みんなの笠岡	日本共産党	万福会
附 則 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第20条第2項の規定は、平成24年5月1日から施行し、同日以後の期間に対応する政務活動費について適用する。	○創政みらい ・附則について、問題なし。 ○讃志会 ・附則について、特に問題はない。 ○いぶき ・附則について、問題なし。 ○公明党 ・問題なし。 ○みんなの笠岡 ・問題はない。 ○日本共産党 ・問題ないと思う。 ○万福会 ・附則については、特に問題ない。	A	A	A	B	A	A	A